

近世後期の桑名藩の流通経済政策

— 米切手発行と専売制の分析を通じて —

藤谷 彰

はじめに

本稿は、近世後期から幕末期にかけての桑名藩の流通経済政策を検討することを目的とする。具体的には、文政六年（一八二三）の久松松平氏の桑名への再入部から慶応四年（一八六八）の朝敵となり尾張藩支配となるまでの桑名藩時代の米切手発行や国産（専売）政策の様相を解明することである。

桑名藩では、近世後期から幕末期にかけて、風水害等の災害の頻発、貨幣経済の浸透、年貢徴収高停滞、桑名への入部、京都警衛や將軍上洛等、藩財政を悪化させる現象が起こる^①。それに対し、儉約触、家中給米削減等、支出の削減を試みるものうまく機能しなかった。そこで従来^②の年貢増徴に依存する体制とは異なる視点から流通過程への賦課や統制、さらには藩による国産奨励を実施する。その具体的な政策が、米切手（実質的な藩札）発行や特産品の国産化、専売制であり、それにより打開を図る。

本稿ではこの二点を中心に、桑名藩の流通経済政策を検証するが、専売制のまとまった研究については堀江保蔵氏や吉永昭氏の研究^③がある。堀江氏は、国産政策の資金調達のために藩札を発行したことや国産の領外流通での正金獲得のため、領内では国産の引替に藩札が用いられたこ

とにより藩が莫大な差額利益をあげたことなどを指摘する^③。吉永氏は、堀江氏の専売制の研究を総括し、近世の発展段階に応じた専売制のあり方や役割のちがいなどの説明が不十分であること、その上で商品の独占、専売商品、商品の販売について課題設定し専売制度の具体的な展開を検討する必要性を説く。また吉永氏は、全国的に専売制を俯瞰し、それは概ね近世中期専売制は宝暦・天明期に藩政改革の基本政策の一環として集中していること、近世後期寛政期以降は、各藩で実施されるが、東日本では、寛政期と嘉永・安政期に、西日本では、化政期・天保期・嘉永・安政期に集中することを明らかにした。本稿との関連では、近世後期にも藩政改革の継承、財政困窮の克服、三都の間屋資本との利害対立、天保段階の幕府の諸藩専売の統制がある中で、領内外商業資本とのむすびつきが多様化し、藩が直接的に藩営事業の形で商品の生産から販売の全過程を掌握する形態もあるが、その多くは領内有力商人を責任者に任命し間接的に商品を独占する方法を取っていたとする^④。その後個別事例として、幕末期の佐賀藩陶器専売を扱った山形万里子氏、徳島藩の紙専売を事例とした町田哲氏の研究、姫路藩木綿専売の総合研究などが見られる^⑤。桑名藩においても、これらの先行研究の傾向と類似する部分はあるが、その詳細については未解明部分が多い。

また専売制との関連で米切手が藩札に相当するものとして町在に流通

し、藩の国産・産業奨励政策とも非常に関係が深かった。そこで、米切手発行と専売制を関連させて分析を行うが、米切手を含む藩札の発行については、藩財政悪化に伴う補填、通貨不足を補充するものとしてとらえられる。⁶⁾ 桑名藩の場合、文政十三年（一八三〇）には藩札に相当する「米切手」が発行される。先述した専売制開始は天保二年（一八三一）で、あたかもこの政策を想定したようなタイミングでの発行であり、その点からすれば、米切手発行と国産・専売制は連動しており、桑名藩の流通政策の一環として実施された可能性もある。

ところで、桑名藩の流通経済政策については、『桑名市史』⁷⁾『三重県史』⁸⁾『新修朝日町史』⁹⁾に記述されている。『桑名市史』では米会所が天明四年（一七八四）吉津屋町に設立され、町年寄が取締となって、毎年藩に冥加金を上納することで運営を行っていたこと、藩札は慶応元年（一八六五）に幕府の許可を得て銀一匁札を製造し、そのほかにも銀札や金米札があったこと、米札の凶柄などを紹介している。また桑名藩の産業奨励を推進する中で、特産として桑名米・桑名蛤・萬古焼など個々の物品を取り上げているが、専売制との具体的な記述は見られない。

『三重県史』では文政十三年（一八三〇）、藩財政対策として藩札を発行し、大坂の御内用達升屋平右衛門の提案により領内流通のため、幕府に無許可で七種類の米切手を発行したこと、米切手は額面に米と金銀との引替を表示することで、実質的に金札・銀札（いわゆる藩札）として流通させ、財政補填を目指したものであったこと、幕府の米札発行禁止の触の発布もあり、八年後（天保九年）に頓挫したことを紹介している。また『新修朝日町史』では、天保二年（一八三一）に専売制が開始されたこと、その前年の文政十三年には国産掛が設置されていたこと、その後粉糠・榎蠟実・萬古焼が国産となることが記される。

これらのいずれの自治体も米切手（藩札）や国産（専売制）について

論じているが、両者の連関やその経緯や実態、それぞれの仕法の意義付けが必ずしも明確とはなっていない。

本稿では、これらの先行研究に学びながら、近世後期から幕末期にかけての米切手（藩札）や国産政策について、その経緯や実態、それぞれの仕法の意味合いや連関などの検討を試みる。

一 桑名藩後期の農政と地域支配

文政六年（一八二三）に再入部した久松松平氏は、地域支配にあたり藩士である郡代、勘定奉行、代官、郷手代のもとに、藩領域を北・中・南の三組に分け、三組の村落から百姓身分の郡中取締掛を数名任命して支配した。年貢米上納・山林差出・諸運上や小物成等に関する多くの触が発布され、それ以降も矢継ぎ早に統制法令が発布される。

文政七年正月には「条々」八一条が発布され、百姓の生活全般を規制する。翌年以降も、田畑の肥やし用に石灰の使用禁止、手余り地や荒地に関する教諭、神社神事での酒興禁止の触の発布、本高・出高・新田高の石高や検地年代の調査や藩領内の土地把握に努めた。天保飢饉対策として穀物の他国への津留め、儉約触を発している。

一方で、民情を汲み取るための「通ひ箱」設置（文政十年）や天保飢饉の際には、夫食（食糧）の提供や難渋者への塩・味噌・銀・救い米の下付など救済に努めた。

幕末期の安政三年（一八五六）には、弘化四年（一八四七）、嘉永四年（一八五二）に触れられた年貢収納米の不埒な行為に対しての触が発布され、年貢米上納の推進等引き締めを図っている。

その後も、肥料代拝借希望者への貸付、米価高騰の際の穀物の津留めや各村落の田方小検見が行われる一方で、引き続き凶作年には、貸付金

に関する触の発布、救い米の給付等が実施される。⁽¹⁰⁾

また、桑名藩は文政六年の移封直前には一万五千両近くの借財があったこと、移封費用として九万両もの膨大な資金がかかったことで、財政問題への対処が大きな課題となっていた。そして、借財返弁のために、家中に対し、文政七年から天保四年まで十年間の御手伝歩引仕法、いわゆる知行・俸禄の減知が命じられた。その上、領外商人への借財返弁のために年貢増徴も助成講一揆の余波が残るなかで難しく、さらに収納米も天保末年以降はほぼ毎年、勢州領・柏崎領での損毛が生じており、その平均引高は四千石にも及んでいた。このように、文政六年以降の桑名藩政は財政悪化状況の中、家中には知行の減知を実施しつつ、地域支配にあたっては毎年の引米があり、年貢増徴等も難しく、藩政の農業政策が必ずしもうまく展開できる状態になかったのである。⁽¹¹⁾そこで目をつけた政策が、藩札（米切手）発行及び専売制など流通経済政策であったと考えられ、次章以降は藩札の発行、専売制の実態を検討していくこととしたい。

二 米切手の発行

桑名藩では文政十三年（一八三〇）十月、次のような米切手に関する触が家中に出される。米切手とは領内融通のため藩が発行した米の引替券であるが、そこには米と貨幣の引替率（例えば、米三升七合五勺札は「金壹朱分」と引替）も表示されており実質的な藩札のことである。⁽¹²⁾ここでは、家中・町方・村方へ発布された触を織り交ぜながら年代順に検討を進める。

〔史料一〕⁽¹³⁾

一 前々方御家中并御領分町在中、非常為御手当米金御備被立置候所、

御得替後打続莫太之臨時御物入等差湊、御勝手御手操相届兼候事故、此度大坂御内用達升屋平右衛門江自然之節之手配申付候所、為融通御領中米切手通用被 仰付候得者、御世話可申上旨申出、兼而切手通用 御含も被為 在、且御近領何れも切手通用之趣二候得者、旁右之通被 仰付候、必竟非常御手当筋之事二付、升屋江世話被 仰付候、夫之懸り御役人も被 仰付、不明之義無之 永々被相行候様為取計候事二付、一同其趣得与相心得無差滞通用可致候、猶主法并通用頃合之義ハ追而相触可申候、右之趣諸御役々江通達可被致候、末々ハ組支配頭々方申聞候様通達可被致候、以上、

右十月廿二日 御横目触

これは、桑名藩で米切手発行についての藩横目からの触で、桑名藩では、文政六年（一八二三）の移封以降臨時の物入が続き勝手不如意に陥っており、その打開策として大坂御内用達升屋平右衛門へ米切手の世話を持ちかけたところ、領内での切手通用を仰せ付けられるならば、世話をすとの申し出があった。兼ねてから切手通用の検討や近領での実施も踏まえ、藩では升屋平右衛門に切手通用の世話、掛りを仰せ付けることにしたというものである。米切手の発行は、移封などの費用も含めて藩政悪化に対処するもので、原則「御領中米切手通用」とあるように、藩領内での通用を想定したものであった。このようなことから米切手が実質的な藩札に相当するものと言えよう。

また、この触は十九日に町役所から桑名町へ、二十日に各組手代から領内村落へ発布されている。さらに、同月には町方に対し次の触が出された。

〔史料二〕⁽¹⁴⁾

一 十月 中島孫左衛門・工藤重右衛門×式人、右者米切手懸り被 仰付、耆人扶持ツ、加増、山口八十郎・味岡七右衛門・小林与兵

衛門三人、右者米切手懸り被 仰付、帯刀御免式人扶持ツ、被下置候、小林与左衛門帯刀御免、是ハ何之功ニ而被 仰付候哉不承候、其後下里勘右衛門、右米切手懸り被 仰付、帯刀御免式人扶持被下置候事、

これによれば、先に米切手懸りを命じた大坂の升屋に続き、桑名町の中島孫左衛門・工藤十右衛門（いずれも一人扶持加増）、山口八十郎・味岡七右衛門・小林与兵衛（いずれも帯刀御免二人扶持）、小林与左衛門（帯刀御免）に米切手懸りを申し付け、その後、下里勘右衛門（帯刀御免

表 米切手種類と貨幣交換

米切手	交換貨幣	図柄色
6斗	金1両	白色・大黒
1斗5升	金1分	飛色・夷
1斗	銀10匁	鼠色・福祿寿
5升	銀5匁	柿色・弁天
3升7合5勺	金1朱	黄色・寿老人
2升	銀2匁	桃色・毘沙門
1升	銀1匁	浅黄色・布袋

桑名市中央図書館秋山文庫「文政六年国替記」による。

二人扶持）にも懸りを申し付けた。これ以降、米切手の流通体制が整備されていくことになるが、大坂と桑名町への米切手懸りを配置したことは、米切手発行は原則領内通用を想定しているものの領外との関連、すなわち、後述する国産化・専売制導入と深くかわるものであったと考えられる。さらにこの触を受けて次のような触が十一月九日、横目から発布される。

〔史料三〕¹⁵⁾

一 兼而相触置候米切手義、明十日方御家中町在中共通用相始候二付、左之通相心得、聊無差支通用可致候、尤金銀ニも替申度面々ハ、於御勘定所五九之日昼前之内引替二付、振合等之義ハ、右御役所江承合取扱可被申候、

家中に対しての米切手通用は、十一月十日から開始し、勘定所での正金引替を五日と九日の昼前に行うこととした。そして、米の量に合わせ

七種類の米切手を発行し金子と交換することとし、町方・村方に対しては、桑名町片町役所で行うこととした。その七種類は表のとおりであり、それぞれ米六斗と金一両、米一斗五升と金一分、米三升七合五勺と金一朱、米一斗と銀十匁、米五升と銀五匁、米二升と銀二匁、米一升と銀一匁とし、異なる色紙を用いて福祿寿や弁天などの図柄を米札の上部に配している。

続けて、十一月八日付で町方へは町役所から、村方へは勘定所から次の触を発布する。

〔史料四〕¹⁶⁾

一小引替所

在方

羽津村

藤谷伝左衛門方

阿下喜村

稲垣専八方

香取村

服部利平方

四九ノ日

但朝六ツ半時夕七ツ時迄、尤三兩以下
右定日之外臨時誤合有之不得止事分者、右之者共江対談之上引替可申事可被相触候、以上、

申事可被相触候、以上、

これによれば、町方・村方の場合は、片町役所とは別に、在方には小引替所を設置し、三兩以下の場合は一と六日は羽津村藤谷伝左衛門方、二と七日は阿下喜村稲垣専八方、四と九日には香取村服部利平方でも引き替えることができるとした。家中や町方だけでなく、在地にも引替所を設けることで米切手の流通を藩領域内に浸透させようとしたのである。同時に町方の引替所についても片町役所から「米切手御引替役所

之儀者、山田屋五平二家と春日前右山田屋がしをふさぎ候而是江建、右山田屋がしノ替りは翌年江戸町近江屋市右衛門をこぼち、是へ新規二かしを付ル¹⁷と山田屋五平二家と春日前山田屋貸しをやめさせ、ここに役所を設けるとした。なお、山田屋貸し宅の代わりに江戸町近江屋市右衛門宅を壊しそこに新築したようである。そして、十二月十六日には、家中の米切手と金銀引替日が一日と六日に変更される¹⁸。

翌天保二年正月及び七月には、宮通の啓次郎が米切手引替を推進し貢獻したことを褒賞され、褒美として金二〇〇疋を下賜されている¹⁹。四月九日には、従来の七種類の米切手のほかに新たに米五合と銀五分引替の米切手が発行される²⁰。十一月になると、桑名藩の飛び地である柏崎でも米切手の通用が始まり²¹、十二月にも再触が發布される²²。天保三年十月には「越後米切手通用銀匁無之、十匁八匁貫文之割にて通用之由²³」と、銀匁がないため十匁を一貫文として通用させる旨の触が發布される。

そして、天保八年三月になり米切手の運用が次のように変更される。

〔史料五〕²⁴

米切手之儀、此度御趣法替二而、町在御内用達共江御任二相成候、尤正金与引替二罷出候節者、金壹両二付銀四匁ツ、之割を以替料相添可差出、且又正金持参切手二引替候節茂右同様割二而、壹両二付銀四匁充相添可相渡事、

但金壹両正金相場是迄之通六拾匁取引有之候、

右之通取引可致候、尤引替日限之儀者取調之上可相達候、

これによれば、米切手の運用が町方役人から町方・村方の御内用達に委任されることになり、引替手数料として金一両につき銀四匁を徴収することとしたのである。その理由として「近頃正金払底二付御借用方御手茂之立置候得共、当時之処引替茂指支、町在之者共一統難渋之趣粗相聞候、右切手之儀者 御趣意茂有之候得者、御繰合御都合出来候迄、米切

手御内用達共江申付候²⁵」と正金（金・銀・銭貨）が払底となったため引替に差支えができ、町在の者が難渋しているため、繰合ができるまで米切手を御内用達へ申し付けるとあり、御内用達の米切手引替は緊急的な措置であった可能性がある。同年四月にも「金銀不融通」のため「下々疑惑之唱有之²⁶」と、町在の御内用達へ米切手の取り扱いを任せる旨の触が再び出された。

天保九年十一月になり、米切手通用差止めの触が出される。

〔史料六〕²⁷

此度米切手通用被差止候間、所持之分ハ一村限村役人共二而取集、来月十日迄二京町役所江差出へく候、尤正金と引替可遣之処、此節必至之御差支二付、封札者勿論散札之分も先ツ御借入二取計書替相渡、御融通次第追々正金と引替可相渡候、尤少分ツ、利足相添可被下、尚割戻方之義ハ追而可相達候、

右之趣郡中江不洩様可被相触候、以上、

十一月

御勘定所

これによれば、所持している米切手は、村役人らが集めて、十二月十日までに京町の役所へ差し出すようにとあるが、貨幣との引替は差支えがあるとのこと、一旦借入れとして貨幣調達の目途がつき次第引き替えるとし、その際には利息分を添えることある。

続けて、翌十年正月にも米切手処理の方法について、所持している米切手は十二月十日までに、切手方や国産方から借用している分については十二月二十日までに上納するように触れられた²⁸。

さらに同年四月には、昨年十一月の触にあった「割戻し」についての具体的な指示が出される。金額の多寡により割戻しの期限が異なり、一両以下の場合是一年、一両から五両は二年、五両一分から一〇両は三年、一〇両以上は五年、一〇〇両以上十五年に分割して割戻すようにしたようである²⁹。

ところで、米切手通用差止めの理由については、幕府の寛政十年（一七九八）の米札通用禁止触、天保七年（一八三六）の無許可での米札発行禁止の再達が影響し、前述のように天保九年に米切手発行中止及び既発行分の回収を余儀なくされることとなった。³⁰

ところが、慶応二年（一八六六）三月になり、新たに米切手発行について次のような触が家中に対して触られる。

〔史料七〕³¹

一 此度為融通当分之間、銀壹匁分ニ米切手通用被 仰付候ニ付、金銭取交無差支通用可致候、尤引替所之義、別紙之通ニ有之候、

（中略）

一米切手壹匁銀札、金壹兩ニ付六十四匁建ニ而通用之事、

但三月二日乃通用相始候事、

一 銀札引替所之義者、当分之内京町国産会所ニ而引替候事、

一 銀札正金与引替候義者、朝五ツ時乃九ツ時迄毎日引替候事、

（引替休日略）

三月二日 御横目

これによれば、当分の間の措置として、銀一匁分の米切手が発行され、それは三月二日から通用が始まり、引替所は当分の間京町の国産会所で行われ、正金との引替は朝五ツ時から九ツ時まで毎日行うとし、休日も定められた。³²一旦中止された米切手が慶応期に再び発行されたのであるが、これも前回同様、額面に銀一匁と表記されていることから藩札と考えても問題ないと思われる。

三 国産（専売制）の開始

天保二年（一八三一）正月、桑名藩での専売制が開始される。勘定所

から発布された触書には、

〔史料八〕³³

此度切手方御役所ニおゐて国産取立之儀被 仰付候、右ニ付佐藤孫右衛門・小林与兵衛国産取扱方申付候条、何品ニよらず江戸其外江船積ニ而相廻、売捌可然与心得候者有之候ハ、右兩人方へ申出対談可致候、尤船廻且売捌等之儀ハ右御役所ニ而取扱有之候間、左様可相心得候、

正月廿八日出

御勘定所

と、切手方役所に国産役所を設け、取締方に桑名町年寄佐藤孫右衛門と文政七年（一八二四）に御内用達を命じられた桑名町人小林与兵衛を任命した。そして、どのような品物でも江戸等へ船積みして回送し、売り捌く場合は兩人と相談して国産役所で取り扱うようにとしている。この触は桑名町でも同日に町役所から発布される。³⁴また、この専売制については、既に文政十三年（天保元年と改元）三月に、

〔史料九〕³⁵

一 此度為御国益江戸諸入用品、桑名仕込船廻しニ相成候、右ニ付御家中ニ而も桑名諸品望之向者、親類懇意之者江申遣候而、廻方之義御用船之席ヲ以 上ニ而御世話可被成下候、賃銀之義ハ

御国産掛り

桑名 小寺新五左衛門

江戸 水谷文左衛門

右兩人江可被申談候、此段申達候、

右三月十八日 御横目触

と、江戸での諸入用品は、桑名の仕込船に廻し、家中が桑名諸品を望む場合は、その御用船を以て世話をすることとなった。その賃銀は桑名では国産掛小寺五左衛門に、江戸では国産掛の水谷文左衛門と相談するよ

うにと横目から家中に対して通達が出されており、この段階で藩内に国産掛が設置されていたことがわかる。³⁶⁾

天保二年の段階で専売制の触は発布されたが、具体的に領内での国産(専売)に指定される品物は不詳であり、同四年正月になり粉糠が国産役所での取り扱いとなっている。³⁷⁾そして同年九月には次のように榎蠟実が国産となった。

〔史料一〇〕³⁸⁾

御領分村々ニ有之候榎蠟実、此度国産ニ相成候、右ニ付本願寺村之内水車屋与左衛門せわかた懸り申付候間、右之者方対談有之候ハ、時之相場ヲ以売払可申候、尤以後他方へ売捌之義ハさし留候、且此之年方村々空地またハ堤等へ苗木植付可申候、猶植付時節等之義ハ追々可申達候、

右之趣郡中へ可被相触候、以上、

九月

御勘定所

右之通御触通し候間、組合村々へ通達可被致此段申入候、以上、

九月三日

祖山重七

種岡重兵衛

吉田八十八

この榎蠟実の国産の際には、本願寺村の水車屋与左衛門を世話方に任命し、時の相場を見計らって売り払いをするという。さらに榎蠟実の苗木を空地や堤へ植え付けるよう奨励している。五年十月には「富田一色国産問屋申付候二付、是迄浜手村々方米穀諸地方江津出したし来候処、船積之義ハ已来不相成候、右問屋対談之上積出可申候」と、富田一色の者に国産問屋を申し付け、以前は浜手の村落から船積みしていた米穀や諸品をすべてこの問屋から積み出すこととし、国産品は桑名領内から領外移出されることになる。

天保六年四月には、「御当地晒貝舟積方之儀、是迄旧来私方ニ而支配仕候処、今般御国産ニ相成候二付、御国産舟問屋ニ而積方可仕旨被仰渡奉畏候」と晒貝が国産となった。続けて桑名商人の佐々部家は佐藤氏とともに国産船問屋となることを国産役所へ願ひ出ている。この晒貝は蛤を商品化したもので蛤を乾燥させた状態で貝殻を利用するものであり、佐々部家は堺の商人小西家の荷物の船積みを任されていたようである。⁴¹⁾ここからは国産品の領外移出にあたり船問屋がその一端を担っていたことがわかる。そして七年になり陶器が国産になっているが、それについては後述する。

八年三月には、「旧冬中も申入置候綿実之儀、村々ニ而望之者も有之候ハ者国産方ニ而御貸付ニ相成候間、水谷次郎八方方使之者相廻り候二付、有無委細示談有之様いたし度、此段申入候」と、綿実を希望するものは、国産方で貸付を行うにあたり、江場村庄屋水谷次郎八の使いが回るので貸付の有無を示談するようにとあり、綿実も国産の対象であった可能性がある。

そして、九年六月には、「其村々小前共之内、兼而国産方干鯛代滞之分、近日右掛之者取立ニ相廻候」と、村々の小前の内、国産方干鯛代を滞納している者への取立の触が発布されている。この時点で干鯛も国産であったのである。また十三年九月には「御蔵米御払之義、已後京町国産候所ニおゐて、毎月一六日之御入札申付候」と、蔵米の売り払いは桑名京町の国産役所で毎月一と六日に入札することとした。さらに、安政四年(一八五七)三月には、「其組合村々肥代拝借望之分者、来ル十七日国産役所ニおゐて貸付有之候」と、この時点で前述した綿実のように、肥料も国産の対象となっていた可能性がある。

安政七年八月には、「兼而国産灰石焼方之儀ニ附相達置候処、心得違之者有之」と、国産の灰石焼(石灰焼力)について、心得違いの者の処罰

についての触が発布された。石灰焼が国産となっていることがわかる。

元治元年（一八六四）四月、次のように国産紙漉所が取り立てられる。

〔史料一〕⁽⁴⁷⁾

此度国産紙漉所御取立二付、雁皮・三ツ俣・楮木、以来他邦江壳渡候義不相成候、時之相場を以御買上相成候間、村役人とも厚相心得隠売等無之様、小前共江急度可申付候、尤鑑札持参買上方之者差出し候筈有之候、

右之趣郡中江可被相触候、以上、

子四月

御勘定所

これによれば、国産紙漉所を取立、和紙の原料である雁皮・三楮・楮の三種類を他国へ売り渡すことを禁止し、その代わりそれらを時の相場で買い上げるといふ。この時、国産紙漉所の鑑札も作成している。

慶応元年（一八六五）十二月には、国産掛の成瀬源蔵・川越弥三郎・坂井武左衛門と下掛の藤本総介が、村々の「楡木紙木植付二相成居場所并空地等為見分罷越候⁽⁴⁸⁾」と、楡木や紙木の植付場所や空地見分に赴く触が出され、ここからは国産掛が藩内組織に位置付けていたことが確認される。慶応三年二月、後述するように国産陶器取締掛の取立や茶が国産となり、明治二年十二月には、二分判融通のために国産役所に金改所が開設される⁽⁵⁰⁾。

以上のように、国産（専売制）については、文政十三年（一八三〇）に一部導入され、天保二年（一八三一）正月以降本格的に開始され、粉糠・楡蠟実・晒貝・陶器・綿実・干鯛・石灰焼・紙・茶などが順を追って国産化されてきた。詳細については今後検証が必要であるが、国産品は領内より領外へ移出し販売されることで、藩の正金獲得につながっていったと思われる。

四 国産陶器・茶について

国産陶器については、「天保七歳丙申四月吉日陶器竈諸願書控帳⁽⁵¹⁾」には「御国産陶器竈之儀、最初与市江被 仰付候所、入用多分御座候二付、最寄之儀故、右取締り方私江被 仰付奉畏候」とあり、最初小向村の与市が取締方を命じられたが、何かと入用が多いため代わって同村の伊藤伝左衛門が取締方に命じられた。ただ、伝左衛門は素人のため職人たちのやりとりに困惑していたようである⁽⁵²⁾。ここからは、天保七年（一八三六）段階で陶器（この場合萬古焼）が国産になつていたことを窺わせる。

その後慶応三年（一八六七）二月になり、豊田一色大塚桂蔵・桑名町大塚与一右衛門・小向村森与五左衛門が国産陶器取締掛に任命される⁽⁵³⁾。それはこの時期（慶応元年）に有節が陶器職人として全国的に有名になり萬古焼が桑名藩の名産品となつていたり、町・村の者が萬古焼を真似した陶器を製造していたことと関係がある。藩は有節を陶器焼方取締掛に任命して取締を命じたのであるが、その際には前述した豊田一色大塚桂蔵は村方、大塚与一右衛門は桑名町の取締掛を命じられている。その後、吉津屋町与四郎・今一色甚吉・舟町善四郎・太夫村加藤儀十郎・江場村廉吉の五人が国産陶器職取締下掛りを命じられる。同年二月、有節は陶器職人から冥加金を上納させるために、「陶器職業之者名前并竈大小金竈有無等之儀取調⁽⁵⁴⁾」とあるように、名前や竈の大小、金竈の有無の調査を命じられた。

次に国産茶について見てみる。慶応三年の「御国産茶取締一件控⁽⁵⁵⁾」には、同年二月九日、並川徳兵衛・木村蔵太（石樽東村力）・大塚桂蔵（豊田一色）・田中半太夫（阿下喜村）が代官所に提出しようとした次のような茶の国産化願書案文が記載されている。

乍恐以書付奉申上候

一 御国産茶荷物見込凡三千箇、此金高当時相場二而四万兩程ニ御座候、

但江戸問屋口銭、是迄壺割ツ、定リニ御座候処、御国産相立品

多分ニ相成候間、五歩口銭ニ為致候而、此金式千兩分御益筋

ニ仕度奉存候ニ付、先方へ急速及掛ケ合ニ申度奉存候、

一 地茶師勝手次第手広ニ製法為仕度奉存候、

一 御産物茶問屋之儀

本郷辺 阿下喜辺 石樽郷辺

御城下二而

中筋之内 豊田一色辺 矢田町辺

×

右村々之儀、元來茶製方多分ニ御座候而、最寄弁理宜哉ニ奉存候

間、^(マ)村村々^(マ)辺ニ而問屋被 仰付候方可然哉ニ奉存候、尤右之外ニ

も望之者御座候ハ、右最寄村々へ申談し差支無之様仕度奉存候、

一 茶問屋共方荷物差出し候ハ、右金高二応じ七分金利足六分ニ而御

貸付ニ相成候ハ、弁理宜哉ニ奉存候、

一 茶仲買之者取極メニ相成候而自他領共無差別多分買入為致申度事、

一 茶仲買御鑑札被下置候ハ、御冥加壺人ニ付壺兩ツ、上納可仕候、

此人數凡三拾人程も御座候哉、右御冥加金三拾兩程、

但仲買并小前茶師方他所へ船積客受等不相成候事、

一 茶御産物方掛り兩三人相心得候者、懸り被 仰付候ハ、弁理も宜

敷哉ニ奉存候、

一 江戸・横浜茶相場之儀、月々問屋江相廻り候様御取扱被下度事、

一 御産物相立候上ハ、地茶師小前方他邦江直キ売不相成訳ニ御座候

得共、若一直段引合兼他邦江相払候ハ、改を受拾貫目ニ付銀六

匁ツ、上納可仕事、

右之通荒々私共申合候得共、何分新法之義如何御座候哉、睨与見詰

も相付不申候得共、乍恐申合之廉々奉申上候、御評儀次第御取扱被

下置度、此段御内々奉伺上候、以上、

卯二月

並川徳兵衛

木村蔵太

大塚桂蔵

御代官所

田中半太夫

これによれば、茶の国産化により荷物は三千箇、売上高は四万兩を見

込めるとあり、そこから二千兩分もの収益を出したいとしている。その

際には、地元茶師に製法を任せ、山間村落の本郷・阿下喜・石樽のあ

たりの村落と中筋(のちには山田村)、豊田一色、桑名矢田町のあたりに

茶問屋を設け、茶問屋には資金を貸付して利息を取り、茶仲買人には鑑

札を渡すことで冥加金を徴収している。さらに地元茶師が他領へ

茶を販売した場合には一〇貫につき銀六匁を上納させるとしているが、

「何分新法」のため行く末不明な部分もあり、相談して決めるので、国産

化をお願いしたいとある。

これについては、再度検討することとなり、二月二十三日に一部修正

をして願書を差し出した。先の四人に鈴木長左衛門が加わる。大きな変

更点は、茶国産会所を設置し、冥加金を上納する。会所は当年は空き家

を借り受けるが、来年には建設すること、国産茶が下方に差支えないよ

うにすること、国産になった場合は江戸と横浜の者どもが駈合をするこ

とが付加されている。結局、翌二十四日には、在方国産取締掛に願書提

出者の五人、町方からは梶嶋茂吉・水谷吉兵衛・森六兵衛・荒木金兵衛

が取締掛を命じられた。また、江戸では商人である中條瀬兵衛・山本嘉

兵衛・大嶋太郎治郎・西村嘉兵衛、横浜では永一屋宗二郎・古木屋甚吉に茶取扱が命じられたようである。その後、桑名城下に国産問屋を一家所建て、在方には取締掛兼寄問屋を置き、仲買人希望者を募るなどして体制整備を進めたようであるが、詳細は不明である。

おわりに

以上、桑名藩久松平氏の流通経済政策のアウトラインを検討したが、それらをまとめよう。

文政六年（一八二三）の桑名への再入部後の久松平氏は、白河時代の借財や転封費用が嵩み藩財政は益々悪化する。それへの対応として家中俸禄の削減や減知を実施するが、毎年の年貢高の損毛も重なり思うような成果がでなかった。加えて転封の最中の一揆や飢饉や災害なども頻発し、地域支配政策も農業政策に依存する体制だけでは非常に困難を伴うものであった。そこで目を付けた政策が、地域経済興隆や農間余業発達などに伴う流通経済での成果の取り込み、すなわち特産品の国産化、専売制の導入であった。国産化は天保二年（一八三一）、国産役所を設置し、四年の粉糠・榎実から始まり、晒貝・陶器・綿実・干鰯・石灰焼・紙・陶器・茶など多くの産物を国産とする。国産化は幕末期まで継続していることから一定の成果を得ることができたのではないかと考えるが、具体的な数値の提示や藩財政の好転度合など専売制が藩財政にどの程度影響を与えたのかなど未解明であり、さらなる検証が必要である。

またこの専売制には多額の資金が必要であり、そのための方策として採用されたのが、専売制導入前年文政十三年（一八三〇）の米切手、実質的な藩札の発行であった。これは領国内や領国外での信用に基づくもので、幕藩体制の揺らぎはあったものの、藩が主導する体制はそれを後押しする。ただし、この藩札発行は幕府の制限規制等もあり、天保九年

には一時中断するが、慶応二年（一八六六）には再開される。

このように、桑名藩では国産奨励・導入や国産化に伴う藩札の発行は連動するものであり、この両様の施策は藩の一環した政策ととらえることができる。国産化は正金獲得のため領外での販売を想定し、その際には桑名町人に請け負わせ、国産品の多様化とともに在方をも包摂する形で藩として一体化させていく。そのために米切手を発行し、流通の促進を目指す。米切手運用を町人や在方に請け負わせることでさらなる浸透を図ったのである。

本稿では専売制導入と藩札発行のアウトラインの提示に終始した感があり、専売制の開始理由や専売制による藩財政や領内外への影響等は未解明のままである。今後、政策の具体的な成果の検証等、史料の博捜も含めてさらなる検討を進めていきたい。

【註】

- (1) 「桑名藩・忍藩の地域支配」「幕末維新期の朝日」（『新修朝日町史』通史編、二〇二四年）。当該部分は筆者が執筆を行った。
- (2) 堀江保蔵『我国近世の専売制度』（日本評論社、一九三三年、臨川書店から一九七三年に再版）、同『国産奨励と国産専売』（塙書房、一九六三年）、吉永昭『近世の専売制度』（吉川弘文館、一九七三年）。
- (3) 註(2) 堀江『国産奨励と国産専売』。
- (4) 註(2) 吉永前掲書。
- (5) 山形万里子「幕末期佐賀藩富国策の展開と国内市場―陶器国産専売仕法を中心に―」（『社会経済史学』六九―三、二〇〇三年）、町田哲「近世徳島藩における紙専売制とその展開」（『徳島県立文書館研究紀要』第7号、二〇一七年）があり、その他、山崎善弘らが進める共同研究として「姫路藩木綿専売制の実現過程と歴史的意義に関する

総体的研究」(二〇二二年)が進められている。

- (6) 鹿野嘉昭『藩札の経済学』(東洋経済新報社、二〇一一年)、岩崎勝『近世貨幣と経済発展』(名古屋大学出版会、二〇一九年)、杉本精宏『近世後期尾張藩札(米切手)発行に伴う財政・経済政策』(『愛知県史研究』20号、二〇一六年)、加藤慶一郎「藩札発行権の取得過程―享保十五年の徳島藩を中心に―」(『大阪商業大学学術情報リポジトリ』、二〇二五年)。そのほか貨幣流通に関して、浦長瀬隆『忠近世日本貨幣流通史―取引手段の変化と要因―』(勁草書房、二〇〇一年)を参考にした。
- (7) 「桑名米市と米札会所」「貨幣制度と金融機関」(『桑名市史』本編、一九五九年)。藩札の発行を慶応元年としているが、その年に藩札が発行された事実はなく、翌二年の米切手の発行をそのようにとらえたものと考ええる。
- (8) 「二 桑名藩政の動向」(『三重県史』通史編近世2、二〇二〇年)。
- (9) 註(1)前掲書。
- (10) 同右。
- (11) 註(8)前掲書。
- (12) 同右。桑名市博物館寄託佐々部家文書P27「米切手金壹朱分米三升七合五夕分」。註(2)堀江『国産奨励と国産専売』。
- (13) 西尾市岩瀬文庫一五三―六六「桑名藩御用留」文政十三年十月二十二日条(以下、この史料については「岩瀬「桑名藩御用留」年月日」と表記する)。なお、『三重県史』通史編近世2にも大坂の升屋平右衛門に関する同様の記述がある。
- (14) 桑名市中央図書館秋山文庫「文政六年国替記」文政十三年十月二十八日条(以下、「秋山「国替記」年月日」と表記する)。
- (15) 岩瀬「桑名藩御用留」文政十三年十一月九日条。

- (16) 川越町大塚家文書Z10「文政十三年御用触状留」文政十三年十一月八日条(以下、大塚「史料番号・史料名」年月日と表記する)。
- (17) 秋山「国替記」文政十三年十一月条カ。
- (18) 岩瀬「桑名藩御用留」文政十三年十二月十六日条。
- (19) 秋山「国替記」天保二年正月四日条。啓次郎は同年七月十三日も「米切手引替出精」であるとして二〇〇疋を下付されている(七月十三日条)。
- (20) 岩瀬「桑名藩御用留」天保二年四月九日条。
- (21) 同右、天保二年十一月条。
- (22) 同右、天保二年十二月二十四日条。
- (23) 同右、天保三年十月十三日条。
- (24) 大塚Z5「天保八年御用触状留」三月朔日条。
- (25) 同右、「申渡」(天保八年三月)。なお、秋山「国替記」よれば、御内用達は、文政七年十二月に桑名町の小林与兵衛・小林与七・竹内弥兵衛・竹内求左衛門・伊藤紀三郎が命じられ、文政九年四月には北山田村岩田九左衛門・阿下喜村稲垣半左衛門・羽津村藤谷伝左衛門が、同年十一月には桑名町味噌岡七右衛門・米田八兵衛が命じられた。また文政十三年十月に大坂の升屋平右衛門が、同年十一月頃に桑名町の山口助右衛門・山口新四郎・樋口精次郎・日野屋甚兵衛・鍵屋次助・万屋安兵衛・田辺屋利左衛門・□屋作左衛門・沼田屋半七が命じられた。さらに天保二年四五月頃に、桑名町の塩屋庄八・糺屋伝七・井筒屋半兵衛・□屋重左衛門・鍋屋与左衛門が命じられている。
- (26) 同右、四月条。
- (27) 大塚Z2「天保九年御用触状留」十一月条。この御用触状留は天保九年と十年の記事を書き留めたものである。

- (28) 同右、天保十年正月条。
- (29) 同右、天保十年四月条。
- (30) 註(8)前掲書。
- (31) 岩瀬「桑名藩御用留」慶応二年三月二日条。また、在地でもこの時期、在地と町方合わせて二万両の銀札を割渡す計画を考えていたようであるが、詳細は後日に期したい。
- (32) 同触には、休日が正月元日から七日まで、七月十二日から十五日まで、毎月朔日、十五日、五節句、十二月二十六日から晦日まで、そして、殿様の着城・発駕当日及び春日三度の神事両日とある。
- (33) 大塚Z2「天保二年御用御触状留」正月二十八日条。
- (34) 秋山「国替記」天保二年正月二十八日申触。
- (35) 岩瀬「桑名藩御用留」文政十三年三月十八日条。
- (36) 桑名掛小寺新五左衛門は天保三年「分限帳」(桑名市博物館所蔵)によると、二〇〇石取の桑名藩士で郡代を務めている。江戸掛水谷文左衛門は不詳であるが、江戸か桑名の商人であろうと思われる。
- (37) 大塚Z3「天保四年御用御触状留」正月二十四日条。なお、粉糠については、文政十三年九月、伝馬飼立の差支えになるとして、先代(松平下総守時代)より他所積みを停止していたが、前年の十二年二月から九月までは粉糠問屋を油町孫十郎と宮町又四郎の二軒のみに他所売出を認めたところ、最近はそれを守らず隠し売りをしているとして処罰するとの触が町役所から発布されている。粉糠は伝馬制維持に必要な品物であったことがわかる(秋山「国替記」文政十三年九月条)。
- (38) 同右、九月三日条。
- (39) 大塚Z4「天保五年御用触状留」十月条力。
- (40) 桑名市博物館寄託佐々部家文書 F2-13-27「天保六年四月 乍恐以書

- 付奉願上候(晒貝舟積方、今般御国産に仰せ付けてほしい旨)」。荒武賢一朗「近世の大坂湾と伊勢湾―商業的諸関係を中心に―」(『知多半島の歴史と現在』20号、二〇一六年)。
- (41) 大塚Z5「天保八年御用触状留」三月十日条。
- (42) 大塚Z6「天保九年御用触状留」六月二十三日条。
- (43) 大塚Z7「天保十三年御用触状留」九月晦日条。
- (44) 大塚Z8「安政四年御用触状留」三月四日条。
- (45) 大塚Z9「安政七年御用触状留」八月十六日条。
- (46) 大塚Z10「元治元年ト改元文久四年御用触状留」四月条。
- (47) 大塚Z11「慶応元年元治二年御用触状留」十二月二日条。
- (48) 大塚Z12「慶応三年御用触状留」二月二十六日条。大塚M10-1「慶応三年御国産陶器取締一件控」、大塚M12「慶応三年御国産茶取締一件控」。
- (49) 大塚Z13「明治二年御用触状留」十二月九日条。
- (50) 朝日町歴史博物館所蔵伊藤家文書七〇三「天保七歳丙申四月吉日陶器竈諸願書控帳」。
- (51) 竹内弘光「天保七歳丙申四月吉日陶器竈諸願書控帳」について(朝日町歴史博物館『平成三〇年度 企画展 再考!萬古焼』二〇一八年)。
- (52) 大塚M10-1「慶応三年御国産陶器取締一件控」。石原佳樹「森有節、国産陶器職取締掛を拝命」(三重県史編さんグループ著・毎日新聞社津支局『発見! 三重の歴史』新人物往来社、二〇〇六年)。
- (53) 同右、二月二十六日条。
- (54) 大塚M12「慶応三年御国産茶取締一件控」。以下、この史料に含まれる願書等を利用する。
- (55) 同右M12の「挿入文書」。

【付記】

この論考を作成するにあたり、史料所蔵者である桑名市中央図書館、桑名市博物館、朝日町歴史博物館、西尾市岩瀬文庫、大塚氏の皆様には資料の閲覧等で御協力をいただき、徳島県立図書館様には参考文献に関して大変お世話になった。ここに記して感謝したい。

(元三重県環境生活部文化振興課歴史公文書班職員・藤谷 彰)